

介護職員処遇改善加算、及び特定処遇改善加算について

生活サポートネットワーク・ほっとラインでは、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する全事業について、処遇改善加算Ⅰ、及び特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定しています。

算定に当たって、下記の取り組みを行っています。

- ① 全職員を対象とした研修計画を策定・実施し、介護職員の資質向上に努めると共に、より良いケアを提供するための技術・知識習得のための資格取得を支援しています。
- ② 子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指す職員には休業制度等により支援しています。
- ③ 職員の事情等に応じ、勤務シフトの調整や雇用形態により働きやすい環境を整備し、また、非常勤職員から常勤職員への登用を行っています。
- ④ 短時間勤務職員を含む全職員を対象とした健康診断を実施しています。
- ⑤ 処遇改善手当については、勤続年数や取得資格を反映させた支給内容としています。
- ⑥ 特定処遇改善手当については、要件を満たす職員に年度末賞与として支給しています。